

学校法人会計の特徴や企業会計との違い

1. 学校法人会計の特徴

学校を経営している学校法人の会計処理は、その法人が利益獲得を目的としているわけではないため、一般企業のように損益計算を目的とする商業簿記による会計処理では、学校法人の経営状況を把握するのが難しくなります。そこで営利を目的としない学校の経営状況を把握する為に会計の情報の作成を目的とする「学校法人会計」ができました。

2. 計算書類の法的根拠

(1) 私立学校法第 103 条第 2 項

学校法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう）を作成しなければならない。

(2) 私立学校法 107 条

学校法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成しなければならない。

一 財産目録

（以下略）

(3) 私立学校法第 98 条

学校法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終えるものとする。

(4) 私立学校振興助成法第 14 条 4 項

国等からの補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、毎会計年度終了後 3 月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に前項の監査報告を添付して、所轄庁に提出しなければならない。

(5) 私立学校振興助成法施行規則第 2 条※

助成法第 14 条第 4 項の規定による所轄庁への計算書類の提出は、次に掲げる書類を添付して所轄庁へ提出しなければならない。

1 事業活動収支内訳表

2 資金収支内訳表

3 人件費支出内訳表

4 人件費支出内訳表が第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告その他の所轄庁が定める書類

※ (5) で作成、所轄庁へ提出する書類は、「令和 6 年 6 月 14 日付 6 文科高第 413 号 私立学校法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」第 5 において計算書類等及び財産目録の閲覧及び公表の対象に含まれていません。

3. 計算書類の目的

(1) 貸借対照表

(ア)年度末における資産、負債、純資産の内容及び在り高を明示し、学校法人としての財政状況を明らかにするものです。

(イ)なお、学校法人の重要な項目について、それぞれの増減の状況、事由等を明らかにするために作成されるのが附属明細書（固定資産明細書、借入金明細書、基本金明細書）です。

(2) 事業活動収支計算書

(ア)学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の事業活動における収入及び支出の内容及び均衡の状態を明らかにするため、法人の事業活動を経常的な活動(①教育研究診療活動、②財務活動、収益事業活動等)と③臨時的な活動に区分し収支計算を行うものとしします。なお、当年度の事業活動収支差額は貸借対照表純資産の増減と一致します。

(イ)企業会計の損益計算書と類似した計算書です。

(3) 資金収支計算書

(ア)学校法人は、毎会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容及びに当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにするため資金収支計算を行うものとしします。

(イ)資金収支計算書に記載される資金の収入及び支出を①教育研究診療活動、②施設整備等の活動、③財務活動・収益事業活動等に区分した、活動区分資金収支計算書も作成します。(企業会計のキャッシュ・フロー計算書とは作成方法が異なりますが、資金の動きを示す計算書類という意味では同様と考えられます。)

4. 企業会計との違い

	学校法人会計	企業会計
事業目的	教育・研究活動	利益獲得のための経済活動
会計処理ルール	学校法人会計基準	企業会計原則
作成書類	貸借対照表	貸借対照表
	事業活動収支計算書	損益計算書
	資金収支計算書 活動区分資金収支計算書	キャッシュ・フロー計算書